

令和6年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月12日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第19 議案第14号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議案第18号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第19号 令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第20号 令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第21号 令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 発議第1号 遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
-

◎出席議員（15名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	6番	戸松恵子君	7番	山本悟君
	8番	佐藤昇君	9番	佐藤登君
	10番	山谷敬二君	11番	前島英樹君
	12番	佐藤和徳君	13番	渡辺清夏君
	14番	今村則康君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木 修一 君 教育長 佐藤 祐治 君
代表監査委員 村瀬 光明 君

◎説明員

副町長	澤口 浩幸 君	総務部長	鈴木 浩君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	内野 清一 君
総務課長	堂前 政好 君	情報管財課長	吉岡 秀利 君
企画課長	中原 誉 君	財政課長	今井 昌幸 君
保健福祉課長	岩井 誠志 君	住民生活課長	太田 貴幸 君
子育て支援課長	二瓶 雄介 君	農政林務課長	広瀬 淳次 君
商工観光課長	大西 公太 君	水道課長	大川 寿雄 君
生田原総合支所長	今泉 郁夫 君	生田原総合支所参事	大泉 勝義 君
丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君	丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君
白滝総合支所長	長原 裕一 君	会計管理者	奥山 隆男 君
教育部長	古賀 伸次 君	総務課長	西 聡 君
社会教育課長	中南 秀隆 君	埋蔵文化財センター館長	松村 愉文 君
白滝教育センター所長	松村 愉文 君	学校給食センター所長	小玉 美紀子 君
監査委員事務局長	成中 克也 君	選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長 小野寺 正彦 君 事務局参事 成中 克也 君
事務局主任 堂前 あすか 君

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、8番佐藤議員、12番佐藤議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。
これを日程に追加し、議題としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第19 議案第14号から日程第26 議案第21号まで

○議長（杉本信一君） 日程第19 議案第14号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、日程第20 議案第15号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第21 議案第16号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第22 議案第17号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）、日程第23 議案第18号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第24 議案第19号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第25 議案第20号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第26 議案第21号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案8件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第14号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与

改定の状況等を踏まえ、これまで改定をしてきたところであります。

本案は、今年の給与改定に当たりまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員及び企業職員の給与を改定するため、提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、3条の構成でありまして、第1条及び第2条は遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、施行日の違いにより条を分けており、第3条は遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、議案14ページの次の参考資料をお開き願います。

第1条関係は、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例で、令和6年度に影響する改正であります。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に改め、年間支給割合を2.45月から2.5月に引き上げるものであります。

同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の68.75」から「100分の71.25」に改め、年間支給割合を1.375月から1.4月に引き上げるものであります。

次に、第26条は、勤勉手当に関する規定でありまして、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に改め、年間支給割合を2.05月から2.1月に引き上げるものであります。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定であり、12月期の支給割合を「100分の48.75」から「100分の51.25」に改め、年間支給割合を0.975月から1月に引き上げるものであります。

次に、第27条は、寒冷地手当に関する規定でありまして、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員の手当の月額を「2万6,380円」から「2万9,400円」に、その他の世帯主である職員の手当の月額を「1万4,580円」から「1万6,200円」に、その他の職員の手当の月額を「1万340円」から「1万1,500円」に改めるものであります。

次に、別表第1は一般職給料表でありまして、このページから5ページにかけて給料表を改定するものであり、大卒初任給を2万3,800円、高卒初任給を2万1,400円引き上げ、また、若年層が在籍する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね30歳代後半までの職員が在籍する号俸にも重点を置いた引上げ改定を行い、その他の職員が在籍する

号俸については、改定率を低減させる形で所要の改定をするものであります。

次に、参考資料の6ページを御覧願います。

第2条関係は、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例で、令和7年度に影響する改正であります。

第11条は、扶養手当に関する規定でありまして、配偶者に係る扶養手当を廃止とするため、第2項中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

また、第3項は、扶養手当の月額について、改正後の前項第1号の満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の手当の月額を1人につき「1万3,000円」に改めるものであります。

なお、配偶者に係る扶養手当の廃止及びこの扶養手当の月額の引上げにつきましては、段階的な改正となることから、附則におきまして経過措置を規定しておりますので、改めて御説明をさせていただきます。

第22条は、管理職員特別勤務手当に関する規定でありまして、第1項は文言の整理、第2項は週休日等以外の日に係る勤務の時間について、「午前0時から午前5時まで」「午後10時から翌日の午前5時まで」とするため、改めるとともに文言の整理を行うものであります。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による期末手当の支給割合を令和7年度以降は、6月期、12月期ともに、同じ支給割合とするため、改めるものでありまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の支給割合を「100分の127.5」から「100分の125」に改め、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の71.25」から「100分の70」に改めるものであります。

第26条は、勤勉手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による勤勉手当の支給割合を令和7年度以降は、6月期、12月期ともに、同じ支給割合とするため、改めるものでありまして、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の支給割合を「100分の107.5」から「100分の105」に改め、同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の51.25」から「100分の50」に改めるものであります。

第27条は、寒冷地手当に関する規定でありまして、これまで再任用職員に支給しない手当でありました寒冷地手当を支給する手当とするため、改めるものであります。

第28条は、特定の職員についての適用除外に関する規定でありまして、これまで再任用職員に支給しない手当でありました住居手当を支給する手当とするため、第2項中、住居手当の規定であります第13条を削るものであります。

次に、別表第1は一般職給料表でありまして、このページから10ページにかけて給料表を改定するものであり、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に準じた見直しとし

て、各級の初号近辺の号俸をカットして初号の額を引き上げるため、所要の改定をするものであります。

次に、11ページを御覧願います。

第3条関係は、遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で、令和7年度に影響する改正であります。

第5条は、扶養手当に関する規定でありまして、一般職の職員と同様に配偶者に係る扶養手当を廃止とするため、第2項中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

第14条は、管理職員特別勤務手当に関する規定でありまして、第2項は文言の整理、第3項は一般職の職員と同様に、週休日等以外の日に係る勤務の時間について、「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」とするため、改めるとともに文言の整理を行うものであります。

第21条は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外に関する規定でありまして、一般職の職員と同様に、これまで定年前再任用短時間勤務職員に支給しない手当でありました住居手当及び寒冷地手当を支給する手当とするため、住居手当の規定であります第6条及び寒冷地手当の支給の規定であります第9条を削るものであります。

次に、別紙であります議案9ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則として、第1項から第3項までは施行期日等であり、第1項として、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条及び第3条並びに附則第5項から第8項までの規定は、令和7年4月1日からであります。

第2項は、第1条による改正後の給与条例のうち、寒冷地手当及び一般職給料表の改定は、令和6年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、第1条による改正後の給与条例のうち、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年12月1日から適用することを規定しております。

次のページの第4項は、給与の内払いについて規定しております。

第5項は、令和7年4月1日からの新たな給料表への適用に係る号俸の切り替えでありまして、附則別表として、このページの後段から14ページにかけて規定しております号俸の切替表により、職員それぞれの号俸を決定するものであります。

第6項は、号俸の調整について規定しております。

第7項及び第8項は、一般職の職員及び企業職員の扶養手当に関する経過措置でありまして、令和7年度におけるこの扶養手当を月額1万1,500円、配偶者の扶養手当を月額3,000円とするものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

次に、議案第15号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は4条の構成でありまして、第1条及び第2条は議会議員の期末手当の支給割合を改定する規定、第3条及び第4条は町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定する規定であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料をお開き願います。

議会議員並びに、町長、副町長及び教育長ともに改正内容、期末手当の支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により、参考資料の1ページで御説明をいたします。

第1条関係は、令和6年度の期末手当の支給割合を改定するもので、12月期の支給割合を「100分の225」から「100分の235」に改め、年間の支給割合を4.5月から4.6月に引き上げるものであります。

次の第2条関係は、令和7年度以降の6月期、12月期ともに同じ支給割合とするため「100分の235」から「100分の230」に改めるものであります。

前のページの別紙に戻っていただきまして、附則として、第1項は施行期日であり、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日からであります。

第2項は、第1条及び第3条による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用することを規定しております。

第3項は、期末手当の内払いについて規定しております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため、提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、議案10ページの次の参考資料をお開き願います。

別表第1は給料表でありまして、このページから9ページにかけて給料表を改定するものであります。

会計年度任用職員の給料表は、一般職の職員の給料表を基準として定めており、一般職給料表の改定に合わせて、会計年度任用職員の給料表についても引き上げるため、所要の改定をするものであります。

新旧対照表の前のページになります議案10ページにお戻りいただきたいと思ひます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第17号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,717万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を180億3,483万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願ひます。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に2,717万2,000円を追加し、総額を2億5,188万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計180億765万9,000円に2,717万2,000円を追加し、総額を180億3,483万1,000円とするものです。

次のページをお開き願ひます。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2,562万5,000円を追加し、総額を48億972万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に154万7,000円を追加し、総額を30億6,377万6,000円とするものです。

これにより、歳出合計180億765万9,000円に2,717万2,000円を追加し、総額を180億3,483万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願ひます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費につきましては、期末手当の支給率の改定により、特別職期末手当28万1,000円を追加、寒冷地手当支給額の改定により、特別職寒冷地手当3万9,000円を追加するものです。一般職人件費2,530万5,000円につきましては、給与改定のほか、人事異動に伴う会計間異動及び職員の退職により、一般職給から職員共済組合負担金まで予算を補正するものです。

10ページをお開き願ひます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業126万2,000円につきましては、職員人件費の給与改定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を追加するものです。介護保険事業28万5,000円につきましては、職員人件費の給与改定に伴い、介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金2,717万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第18号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ126万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,155万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページ目をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

5款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に126万2,000円を追加し、総額を3億489万6,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億5,029万7,000円に126万2,000円を追加し、総額を21億5,155万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページ目をお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に126万2,000円を追加し、総額を5,788万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億5,029万7,000円に126万2,000円を追加し、総額を21億5,155万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページ目をお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費126万2,000円につきましては、職員の給与改定及び児童手当法の改正により増額が見込まれることから、給料53万7,000円、職員手当等53万4,000円、共済費19万1,000円をそれぞれ補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページ目をお開き願います。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 2 6 万 2, 0 0 0 円につきまして、職員の給与改定及び児童手当法の改正に伴い、給料、手当、共済費の増額が見込まれることから、一般会計からの繰入金を補正するものです。

以上で、議案第 1 8 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第 1 9 号令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 1 億 7, 0 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

8 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金に 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 億 3, 5 8 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳入合計 2 1 億 7, 0 1 2 万 1, 0 0 0 円に 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 1 億 7, 0 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 4, 3 9 2 万 2, 0 0 0 円とするものです。

これにより、歳出合計を 2 1 億 7, 0 1 2 万 1, 0 0 0 円に 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 2 1 億 7, 0 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページ目をお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般職人件費 2 8 万 5, 0 0 0 円の追加につきましては、職員の会計間異動及び職員給与改定に伴う執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページ目をお開き願います。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 2 8 万 5, 0 0 0 円の追加につきましては、職員給与等一般会計繰入金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第20号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第2条は、令和6年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に147万4,000円を追加し、総額を6億6,795万1,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費4,787万7,000円を4,937万1,000円に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により、説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計18万5,000円の減額。

2目排水及び給水費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計71万5,000円の追加。

3目総係費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計94万4,000円の追加は、企業職員の給与改定及び執行精査により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第2条は、令和6年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用に279万3,000円を追加し、総額を10億4,506万5,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費4,969万円を5,236万8,000円に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計129万7,000円の追加。

2目処理場費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計90万1,000円の追加。

4目総係費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計59万5,000円の追加は、企業職員の給与改定及び執行精査により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案8件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

20款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

5款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

8款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案8件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第14号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、

副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第1号

○議長(杉本信一君) 日程第27 発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今村議員。

○14番(今村則康君) ー登壇ー

発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、議員定数の経緯について、合併時には26人、平成20年12月に18人、しかし、平成25年の選挙において、法定得票数に満たない候補者が出たことにより、結果的に欠員となる事態が生じました。議会の存在意義を問われかねない危機的状況となったところでございます。平成29年3月に16人と議会改革を行ってきたところであります。

地方分権改革の一環として、地方自治法の改正による議員定数の法定上限の撤廃がなされたことを受け、全国の地方議会においては議員定数の見直しが行われており、減数傾向が顕著となってきております。

議員定数の減数傾向は、地方自治体の財政難とも相まって、住民による議会への要求の高まりとともに、議員定数を削減する自治体が増加したものと推察されるもので、本町においても全国的な議員定数削減の中で、決して例外ではないとの認識をしているところであります。

こうした状況下にあって、本町議会においては、特別委員会は設置しなかったものの、議会運営委員会、議員協議会及び議会報告会等においてさまざまな意見があった中、長期間にわたる調査・研究を行ってきたところであります。

同委員会等においては、議員定数について適正とされる明確な基準がない中で、現状の社会情勢、将来人口、町域面積、財政規模、議会運営上の支障等の面から、十分な議論を尽くした結果として、意見の相違が見られたところではありますが、この12月に議員定数を削減する方向で大筋の合意がなされたことは評価すべきものと考えております。

本町議会議員選挙を来年10月に控え、この時期に議員定数を決定し、町民に周知していくことは、現町議会として非常に重要なことと考えております。

よって、同委員会等の長期に及ぶ調査・研究による議論を最大限尊重し、本町議会の議員定数を15人とするものです。

そういった議会報告会、同委員会等における議論の結果を踏まえ、遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正するため、地方自治法第112条及び遠軽町議会会議規則14条第2項の規定により、提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例でありまして、同条例の一部を次のとおり改正するものであります。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町議会の議員の定数を定める条例（抜粋）新旧対照表でありまして、本則中「16人」を「15人」に改めるものであります。

別紙に戻ります。

附則といたしまして、第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、適用区分であり、この条例による改正後の遠軽町議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤昇君） 今、説明がありましたけれども、これは議運の中で論じられるべき課題、そういったことも含まれると思うのですが、全て関連しますけれども、3点について要約してお伺いしたいと思います。

まず一つは、1名減ということで、提案理由の中で若干の説明をいただきましたけれども、いわゆる社会情勢の変化とか財政難とかということも言われておりましたが、もう少し町民に対してきちんと明確に、なぜ1名減なのかということについて、きちんとやっぱり説明をしなければいけないのではないかというふうに思います。

その手法として、どのようなことを考えていらっしゃるのか。

例えば、議会基本条例の中で、議会報告会、必要に応じて開催をするというふうになっていますけれども、これは必要に応じてということに十分当てはまるというふうに考えますので、できるだけ早い機会にそうした報告会を通じて、議員定数をなぜ減らしたのかと、こういうことについてきちんと説明をするべきではないかと思いますが、どう考えておりますか。それが1点。

それから、これも議運の関係になると思うのですが、15名体制になった場合に常任委員会体制というのは、今の3常任委員会からやっぱり一つ減らして2常任委員会というふうにしなればいけないのではないかと、あと、議運の定数の関係も含まれてくるので

しょうけれども、そこら辺のところについてはどのように提案者としては考えていらっしゃるのかと、これが2点目です。

仮に2常任委員会になった場合に、要するに野球でいうと、結局守備範囲が広がってくるということになりますし、議員はそもそもオールラウンドプレイヤーでなければいけないというふうには思いますけれども、ますますオールラウンドプレイヤー化が求められてくるのではないかと。そうなりますと、やはり議員の一人一人の力量というのはますます問われてくることになるというふうに考えますけれども、そこら辺のところのこれ以降の研修とかあるいは研さんとか、そういうような形をつくっていかなければいけないというふうに思いますが、そこら辺のところはどういうふうに考えていらっしゃるのか。その3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 今村議員。

○14番（今村則康君） ただいま8番佐藤議員のほうから3点の御質問がございました。

発議者の立場でできるだけお答えしますので、ちょっと今、私も初めてお受けしたものですから、一つは、1名減の理由、大きく2点目は15名体制による常任委員会の構成の件、3点目は議員として守備範囲の問題と、それでよろしいですか。

それでは、佐藤議員の質問にお答えをいたします。

1名減の理由につきましては、現定数が現在は16名でございます。本年、残念ながら1名の議員の辞職がありまして、ベース的には大変厳しいながらも15名で奮闘してきたという発議者としての自負がございます。それで、これは大きな問題ではないのではないかと。削減ありきの考え方ではございませんが、現状が遠軽町に対する手一杯の定数の現時点での状況ではないかというふうに、私は認識しております。

2点目の議会基本条例の根拠がございまして、15名体制になった場合の常任委員会の構成、これにつきましては、8番佐藤議員も議会運営委員会の副委員長をされておりますので、私も委員会のメンバーでございます。いろいろな議会運営委員会の場で、そういった場合の考察はしてきたつもりではございます。多分15名になれば、非常に現状の3常任委員会では厳しいものがございます。総務・文教は特に4名でやっております。それはもう今、議会運営委員会のほうで、今後、新たに形が整えられれば、議論を重ねて常任委員会数を二つにするとか、いい形でもっと多くの意見が取れて、議会が活性するように努力される方向で、多分議会運営の委員長もそこは、頭のほうでは視点があると思いますので、御理解を願いたいというふうに思います。

3点目の守備範囲の問題ですが、発議者としましては、私は議員としての職責とか地位とか、役割を自分で考えたときには、いかに議員として奮起すればいいかという気持ちは持っております。

もちろん、今回は1名減の微減を発議いたしましたけれども、一つは議会改革の上においても、この厳しい社会情勢で遠軽町民の生活、現状を見ていただくと、少しは認識がさ

れると理解しておりますが、やはり議会人として身を切る覚悟、改革。今後ともにやはり私としては積極果敢、進んで難局に当たるという気構えで、整った形で一議員として奮闘してまいりたいという考えでございます。

守備範囲につきましては厳しいものになるかもしれませんが、遠軽町は広大な面積も持っておりますし、だけれども、そこは議員として民意を反映するため、やはりしっかり議員の質、活動力を高められると、高めてやればいいのではないかというふうに思っております。

3点の回答になりましたけれども、御理解いただければ幸いかなと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 1番目の1名が辞職をされて、今まで1名減の中でもこれまでも問題はなかったというようなことでありますけれども、それは現実問題だとしてはあると思いますけれども、私が言いたいのは、もう少し町民に対して、具体的になぜ1名減なのかということについて丁寧に説明をする必要があるのではないかと。その根拠は、ではどういうふうに町民に対して説明をすればいいのかということについてお伺いしたわけで、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 今村議員。

○14番（今村則康君） 皆さんもお考えがあると思うのですがけれども、発議者の考えとしては、やっぱり議員が多ければ多いほど、それに比例して住民の民意が反映されるという考えは、私は毛頭持っておりません。

先ほど回答いたしましたのは、ちょっと具体的ではなかったかもしれませんが、現状が15名で議会活動をどうにか町政事項のチェックも含めましてやってきているのが、私一議員としての、そこは自負でございます。確かに言われるとおり……1名減がいかにして——そこは議員活動の質とか活動量、そういうものを高めて民意を反映していけばいいのではないかと思うのです。その1名減になったからといって、私は状況は担保できるという形を認識しておりますけれども、御理解をお願いしたいというところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

8番佐藤議員、よろしいですか。

ほか、ありませんか。

11番前島議員。

○11番（前島英樹君） 1点、御質問させていただきます。

提案理由の中に、各地の自治体において、財政難というのも一つの理由として削減が行われていると。そして、また先ほどの8番佐藤昇議員の質問の3番目にありました答弁の中で、身を切るという表現がございました。議員定数削減により、議員報酬をどのようにお考えになられているのかお聞きをいたします。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

11番前島議員。

○11番（前島英樹君） 失礼しました。

訂正ということですので、今回の部分にそぐわないという議長判断ですので、取り下げさせていただきます。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

6番戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 定数減に関する基本的な押さえ方のちょっと確認をしたいと思えます。

定数が1名減少になったとしても、先ほど話にもありましたように、この広い広い遠軽町の各地域の住民の声を聞いて、対話の機会を引き続き増やしていくための努力を、議会としても今後も取り組んでいくという押さえでよろしいのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 今村議員

○14番（今村則康君） 結論から申しますと、そのとおりだと認識しております。

ただ、主導権は遠軽町議会にあります。お話されました地域住民の声を聞き、対話の機会の努力等、これにつきましては、議会運営委員会では非常に重く認識しているところでございますので、継続して、運営方法は、私だけの答弁になると個人的な、発議者の答弁になりますので、議会運営委員会の中でもみながら、今、戸松議員から質問があったようなことは解消されていきますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

前島議員。

○11番（前島英樹君）　－登壇－

本案に反対の立場で、反対討論をさせていただきます。

多くの自治体において、財政支出を抑える目的で議員定数削減が行われてきており、本町も合併当初2005年が26人、2009年に18人、2017年に16人と削減を行ってきたところでございます。

人口の減少に応じた定数削減の必要性は理解するものの、同時に、歯止めもまた必要であると考えます。

なぜならば、議員定数の削減によって議会の機能が弱体化してしまうということを懸念をしています。

地方自治体では、議員と首長とが直接選挙で選ばれる二元代表制の下、議会には執行機関の事務並びに事業等を監視・評価するという重要な機能と、広く住民の声を反映した政策を立案するという機能もあります。

一人減とはいえ、その重要な機能の低下につながります。16人の議員がいれば16通りの背景、経験があり、16通りの目線、そして視点があります。議会の機能を十分に果たすには、それに見合った数の議員が必要であり、単に人口規模や、ほかの市町村との比較によって現在の議員定数の是非を論じるべきではないと考えるところです。

議員として、議会として、さまざまな課題に向き合い、町長はじめ、執行部側との適度な緊張関係を保つためにも、ある程度の定数は必要です。とはいえ、議会の機能を十分に果たす定数が現状の16でいいのか、それとも提案にありました15が適切なのか、あるいは14、12でも議会の機能が果たし得るのか、その判断は非常に難しいものだと考えるところでございます。

ただ一つ、確かに言えることは、定数を削減する場合は、今後の財政支出等を含めた明確な根拠が必要であり、慎重の上にも慎重を期すべきと考えます。

○議長（杉本信一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋元議員。

○2番（秋元直樹君）　－登壇－

私は、今回発議されました遠軽町議会の議員の定数を定める条例の改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在、我が国においては、少子高齢化を起因とする人口減少が着実に進み、少子化対策が急務となっており、本町遠軽町においても同様の傾向にあるところです。

8年前に議員定数を16名に削減した際にはいた人口も2万500人から現在は1万7,700人前後となっており、人口減少の歯止めが利かず、町政運営はより一層厳しくなっていくことが想定されています。

また、全国町村議会議長会の調査によりますと、1万5,000人から2万人の全国町村の議員定数の平均値は13.5人という結果が出ております。今の1万7,700人という遠軽町の人口を見れば、16人という今の定数は、私は多すぎると考えているところで

す。

広大な面積を有する遠軽町ではありますが、議員の人数が多ければ多いほど、それに比例して多くの住民の民意が反映されるとは、私は思っておりません。

いかにして各議員自らが議員活動の質や量を高め、効果的に民意を反映していけるのかを考えていけば、議会の質や民意の反映は、議員定数の削減を行っても担保していけるものと考えているところです。

何よりも今の物価高等々で町民生活が疲弊する厳しい時代だからこそ、私たち議員自らが身を切り、重い決断を行い、活動量・活動の質を担保していくことが私は必要と考えております。

以上の理由から、今回発議により提出されました議員定数を1名削減する原案に賛成するとともに、議員皆様の御賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（杉本信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（杉本信一君） 御着席ください。

起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第8回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 佐藤 昇

署 名 議 員 佐藤 和徳